

スマホ ATM サービスご利用規約

第1条 スマホ ATM サービスの内容

スマホ ATM サービス（以下「本サービス」という）とは、スマートフォン上で当行所定の「じぶん銀行スマートフォンアプリ」（以下「本アプリ」という）を起動して本アプリの画面から現金の預入れまたは払戻しの予約操作を行った後に、当行が提携する金融機関（以下「提携先金融機関」という）の ATM 等（以下「提携 ATM 等」という）でスマホ ATM サービスの利用を選択して、当該提携 ATM 等の画面表示に従ってアプリ搭載スマートフォンおよび当該提携 ATM 等の操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずに当該提携 ATM 等からのお客さまご本人名義の普通預金口座への現金の預入れまたは現金の払戻しが可能となるサービスです。

第2条 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただけません。

第3条 ご利用条件

1. お客さまは、本規約にご同意いただいた上で、以下の条件をすべて充足する場合に限り、本サービスを利用できるものとします。
 - (1) お客さまが常用するスマートフォン（但し、指定機種に限るものとします。以下同じ。）に本アプリをダウンロードし、当該スマートフォンにおいて使用できる状態にしておくこと。
 - (2) 前号のほか、当行所定の「じぶん銀行スマートフォンアプリ」ご利用規約に定める「じぶん銀行スマートフォンアプリ」サービスの利用条件をすべて充足していること。
 - (3) 本アプリ上で、本サービスを利用するための当行所定の利用設定（以下「サービス利用設定」という）が行われていること。
 - (4) 当行所定のスマホ認証サービスご利用規約に定めるスマホ認証サービス（以下「スマホ認証サービス」という）をご利用いただいていること。
2. 本サービスを利用しての現金の預入れまたは払戻しができる ATM 等は、提携 ATM 等に限りです。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用にあたり、サービス利用設定できるスマートフォンは、お客さまお一人につき1台のみとなります。
2. 以下の場合、当行は本サービスの利用をお断りする場合があります。
 - (1) 本サービスの提供が技術上その他の理由により困難なとき。
 - (2) お客さまが、本アプリの動作確認済み環境のスマートフォンを有していないとき。
 - (3) その他、当行が適当でないと判断したとき。
3. 本サービスの利用については、当行が提供する最新の本アプリをご使用ください。
4. サービス利用設定後において、登録スマートフォン（第5条第1項において定義）から本アプリを削除した場合には、本アプリを再ダウンロードしたうえで、改めてサービス利用設定を行ってください。

第5条 本サービスによる現金の預入れ

1. 本サービスを利用して現金の預入れをするときは、お客さまがサービス利用設定をされたスマートフォン（ただし、第9条にもとづき別のスマートフォンでサービス利用設定が行われた場合は当該スマートフォンをいい、以下「登録スマートフォン」という）上で本アプリを起動して本アプリの画面から現金の預入れの予約登録を行った後に、当該提携ATM等でスマホATMサービスの利用を選択して、当該提携ATM等の画面に表示された操作手順にしたがって当該提携ATM等に当該預入れに係る現金を投入するとともに、登録スマートフォンおよび当該提携ATM等で所定の操作を行ってください。
2. 前項に定める現金の預入れの予約登録が行われてから当行所定の時間内に、前項に従った所定の操作が完了しなかった場合、当該予約登録は無効となり、当該予約登録に係る本サービスによる現金の預入れはできないものとします。

第6条 本サービスによる現金の払戻し

1. 本サービスを利用して現金の払戻しをするときは、登録スマートフォン上で本アプリを起動して本アプリの画面から現金の払戻しの予約登録を行った後に、提携ATM等でスマホATMサービスの利用を選択して、当該提携ATM等の画面に表示された操作手順にしたがって、登録スマートフォンおよび当該提携ATM等で所定の操作（当該提携ATM等への届出の暗証番号と払戻し金額の入力を含む。）を行ってください。なお、当該提携ATM等に入力できる払戻し金額は、原則として払戻しの予約登録の際に登録した払戻し金額（以下「登録払戻し金額」という）と同額となりますが、当該提携ATM等において用意されている紙幣等が不足している場合には、お客さまにおいて、スマ

ホ ATM サービスによる現金の払戻しを中止するか、当該提携 ATM 等の画面に表示された範囲で改めて登録払戻し金額とは異なる払戻し金額を当該提携 ATM 等に入力するかのをいずれかを選択することができるものとし、後者を選択した場合には、当該提携 ATM 等に入力した金額の払戻しが行われるものとし、

2. 当行所定のロックサービスの利用により現金入金以外の ATM 取引についてロック状態にしている場合には、本サービスによる現金の払戻しはできませんので、予めロック状態を解除してから前項の操作をしてください。
3. 提携 ATM 等での 1 回あたりの払戻し限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 回あたりの払戻し限度額または提携先金融機関所定の金額のうち、最も低い金額とします。また、提携 ATM 等での 1 日あたりの払戻し限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 日あたりの払戻し限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額の単位は、個々の提携 ATM 等について当行または提携先金融機関が定めた金額とします。
4. 当行は、提携 ATM 等の操作の際に入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ現金の払戻しを行います。
5. 第 1 項に定める払戻しの予約登録が行われてから当行所定の時間内に、第 1 項に従った所定の操作が完了しなかった場合、当該予約登録は無効となり、当該予約登録に係る本サービスによる現金の払戻しはできないものとし、
6. 当行は、第 1 項の定めにしたがい操作が行われた現金の払戻し取引については、登録スマートフォンの盗用、不正使用、その他の事故があっても、当該現金の払戻し取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当行所定の補償規約に基づく補償を除き、当行は責任を負いません。

第7条 提携 ATM 等の利用手数料

1. 提携 ATM 等を利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、当行および提携先金融機関所定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、提携先金融機関所定の利用手数料は、次項にもとづき引落としをしたうえで当行から提携先金融機関に支払います。
2. 第 1 項の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落します。

第8条 登録スマートフォン等の管理

お客さまは、登録スマートフォンが第三者の手に渡り、かつ本アプリの利用パスワード(以下「アプリパスワード」という)等が知られた場合は、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客さまの情報が外部に漏れたり、お客さまに不正払戻し等による損害が発生したりする可能性があることを十分認識したうえで、お客さまの責任において登録スマートフォンおよびアプリパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。

第9条 スマートフォンの機種変更

本サービスのために利用するスマートフォンを、現にお客さまがサービス利用設定をしているスマートフォン(以下「旧スマートフォン」という)から別のスマートフォン(以下「新スマートフォン」という)に変更する場合、新スマートフォンに本アプリをダウンロードしたうえで改めてサービス利用設定およびスマホ認証サービスに係る利用設定を行ってください。これらの利用設定に係る手続きを完了した時点から、新スマートフォンを登録スマートフォンとして本サービスに利用できます(旧スマートフォンでは本サービスの利用はできなくなります)。

第10条 免責事項

1. 本サービスの利用に関して、本アプリの作動に係る不具合(表示内容の誤謬・逸脱、取引依頼の不能など)、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本サービスを利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
2. 前項のほか、次の各号の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。
 - (2) 当行が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合。
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。
 - (4) 登録スマートフォンまたはインターネット回線の利用不可能な地域または状況下にある場合。
 - (5) お客さまが本アプリの最新版を登録スマートフォンにダウンロードしていない場合。
 - (6) 登録スマートフォンが本アプリの動作確認済環境を有していない場合(登録スマートフォンの OS (オペレーションシステム) の更新等により本アプリの動作確認済環境が一時的に失われた場合を含む。)

第11条 サービスの変更等

当行は、本サービスの内容を変更または停止する場合があります。その場合には、当行は当行ホームページへ掲載することによりお客さまに告知したうえで、サービス内容を変更または停止するものとします。

第12条 本サービスの中止

1. 当行は、お客さまが本規約または当行の定める他の規約に違反した場合または第3条第1項各号に定める本サービスの利用条件のいずれか一つでも充足していないことが判明した場合は、お客さまに通知することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。
2. 理由のいかんを問わず、お客さまが当行に開設している普通預金口座が解約された場合は、本サービスの提供は自動的に中止されます。

第13条 お客さま申立てによる本サービスの利用中止

登録スマートフォンの紛失その他の理由によりお客さまが本サービスの利用中止を行いたい場合は、当行お客さまセンターへ連絡し、当行所定の手続きを行ってください。

第14条 規約の準用

1. 本サービスに関し、本規約の定めていない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. 本規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のじぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第15条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上